

朝霞市ネーミングライツに関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、市が所有する公共施設及び市が実施する事業（以下「施設等」という。）の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を法人に付与する制度（以下「ネーミングライツ」という。）を円滑に導入し、その適正な運用を図るため、対象とする施設等、募集の方法その他ネーミングライツに関する事項について、基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

（１）ネーミングライツの目的

命名権を市が有する貴重な資源ととらえ、命名権を法人に付与することにより、法人の広告の機会を拡大するとともに、市の新たな自主財源を確保し、市財政の健全化に寄与することを目的とします。

（２）ネーミングライツの内容

ア 契約により命名権を取得した法人（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、当該命名権の対象とする施設等について、企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができます。なお、既存の名称標示板や案内板の変更、新たに必要とされる箇所への名称標示を行えるもので、施設に宣伝広告の掲示ができるものではありません。

イ ネーミングライツパートナーは、命名権の対価として市に命名権料（金銭以外の役務、現物の提供を含む。）を支払うものとします。

ウ 市は、原則として命名権料を当該命名権料に係る施設の管理運営経費又は事業経費に充てることとします。

エ 市は、ネーミングライツによる愛称を市のホームページや広報などの情報媒体において積極的に使用し、その周知に可能な限り努めるものとします。ただし、条例で定める施設等の名称は変更しません。

3 ネーミングライツの対象となる施設等

ネーミングライツは、次のいずれかに該当する施設等を対象とします。ただし、施設の性格から愛称を付すことが適当でない施設等（市役所庁舎、学校等）は、対象としません。

（１）多くの市民等が利用し、又は参加する施設等で、ネーミングライツパートナーの広告効果が見込まれるもの

（２）ネーミングライツを導入することにより利用者又は集客の増加が期待できる施設等

4 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 法令及び条例、規則に違反している者
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 市から競争入札参加資格停止の措置を受けている期間中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続きをしている者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者
- (7) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む者
- (8) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (9) 公序良俗に反する事業を行う者
- (10) ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める者

5 愛称の条件

愛称には企業名、商品名等を冠することができます。ただし、次のすべての条件を満たすものとします。

- (1) 施設等のイメージを損なうことなく、市民や利用者が親しみやすいこと
- (2) 愛称に使用する文字は多すぎず、また、分かりやすいものとする
- (3) 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと
- (4) 次の事項に該当しないこと
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 社会問題についての主義主張に当たるもの
 - カ 市の施設等の愛称として適当でないもの

6 命名権料の設定

命名権料は、対象となる施設等の規模、利用者数、参加者数、地理的要件等により、広告効果を総合的に勘案し、施設等ごとに設定します。また、命名権料の支払は、原則として、年度ごとに市から請求があった日から30日以内に納付するものとします。

7 ネーミングライツの期間及び使用始期

ネーミングライツの期間は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとします。また、使用始期については、実施時期を考慮し、ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

- (1) 施設 原則として、期間は5年間とします。
- (2) 事業 原則として、期間は事業の実施が将来的に継続して見込まれるものにあつては5年間とし、事業の実施が5年以内のものにあつてはその期間とします。

8 募集方法等

ネーミングライツは、市が施設等を特定してネーミングライツパートナーを募集する「施設等特定募集型」と、法人が施設等を指定してネーミングライツパートナーとなることを提案する「施設等提案募集型」があり、それぞれの募集方法は以下のとおりです。

(1) 施設等特定募集型

- ア 原則として公募とし、市のホームページ、広報あさか等に掲載することにより行います。
- イ 募集の時期は、募集、協議、契約、準備、周知等の各種手続に要する日数を考慮し、愛称の使用開始日の原則として6か月以上前とします。
- ウ 募集に当たっては、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。募集要項に記載する応募に必要な主な事項は、次のとおりです。
 - (ア) 施設等の概要、(イ) 最低命名権料、(ウ) 愛称の使用期間、(エ) 愛称の条件、(オ) 費用負担、(カ) 応募資格、(キ) 応募手続、(ク) 審査方法、(ケ) 各種様式、(コ) その他必要な事項
- エ 募集期間は、多くの法人が応募できるよう、原則として1か月以上の期間を設けるものとします。
- オ 応募に要する経費は、応募した法人（以下「応募者」という。）の負担とします。

(2) 施設等提案募集型

- ア 原則として提案は随時受け付けるものとします。
- イ 法人がネーミングライツを提案しようとする場合、提案内容は以下の事項とします。
 - (ア) 対象の施設等、(イ) 希望する愛称、(ウ) 愛称の使用期間、(エ) 命名権料、(オ) 応募動機

9 審査方法

(1) 選定審査会の設置

ネーミングライツパートナーの選定に当たっては、募集ごとに選定審査会を設置します。選定審査会は、市職員で組織し、応募者が提出した提案書を審査し、必要に応じて応募者にヒアリングを行います。

(2) 選定審査会における審査事項

(ア) 施設等特定募集型の場合は、応募者のうちネーミングライツパートナーとして最も適切な者（以下「優先交渉権者」という。）と次点交渉権者を決定します。応募者が1者の場合であっても、選定審査会を開催し、応募者のネーミングライツパートナーとしての適否を決定します。

(イ) 施設等提案募集型の場合は、提案内容の採用の可否、公募により複数の応募が見込まれる場合には「施設特定募集型」への移行を判定します。

(3) 審査の基準

- ア 応募者の適正（応募資格、応募者の安定性、継続性、社会性等について）
- イ 応募の趣旨（市のネーミングライツの目的との整合性について）
- ウ 愛称（親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさ等について）
- エ 命名権料（施設等の有する広告効果との妥当性、市が準備に要する負担経費との妥当性について）
- オ その他（施設等の性格から選定基準となる事項について）

(4) 審査の公開

選定審査会の会議は、原則として公開し、応募者の不利益情報等、不開示情報に関する事項を取り扱う場合、非公開とします。なお、会議録の公開に当たっては、非公開とした会議についてもその内容を十分に精査して会議録を作成し、審査内容を公開するように努めます。

10 契約の締結とネーミングライツパートナーの公表

施設等特定募集型の場合で優先交渉権者若しくは次点交渉権者との協議が整ったとき、又は施設等提案募集型の場合で提案内容が採用された応募者との協議が整ったときは、ネーミングライツに関する契約を締結します。契約の締結によりネーミングライツパートナーが決定したときは、施設等の愛称、ネーミングライツパートナーの名称、ネーミングライツパートナーの期間を市のホームページ及び広報あさか等に掲載することにより、速やかに公表します。

11 導入までの手続

「施設等特定募集型」と「施設等提案募集型」の、それぞれの導入までの手続は、概ね次のとおりです。なお、ネーミングライツの事務局は、施設等の所管課とします。

(1) 「施設等特定募集型」

- ア 対象とする施設等の決定

- イ 募集条件（命名権料、期間等）の決定及び募集要項の作成
 - ウ ネーミングライツパートナーの募集
 - エ 選定審査会の開催
 - オ 優先交渉権者または次点交渉権者との協議
 - カ 契約の締結
 - キ ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
 - ク 施設等の表示変更及び市民周知
 - ケ 愛称の使用開始
- (2)「施設等提案募集型」
- ア 団体等からの提案の募集
 - イ 提案内容の確認
 - ウ 選定審査会の開催
 - エ 採用となった提案をした団体と協議
 - オ 契約の締結
 - カ ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
 - キ 施設等の表示変更及び市民周知
 - ク 愛称の使用開始

12 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとします。

（詳細は募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書において定めます。）

区分	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板表示等の変更（施設看板、道路標識、バス停、バス経由地案内）※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更 ※2	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定します。

13 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。この場合における原状回復等に必要な費用は、当該ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

ます。また、当該ネーミングライツパートナーが既に支払った命名権料は返還しないものとします。ただし、災害その他の不可抗力等、双方の責に帰することができない事由により、この契約を継続することができない場合、市は、既に支払われた命名権料のうち未履行分について、当該ネーミングライツパートナーに速やかに返還するものとします。

14 契約の変更

市及びネーミングライツパートナーは、災害その他のやむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合には、双方協議のうえ、契約内容を変更することができるものとします。

15 契約期間の満了

市は契約期間満了までに、当該施設について、ネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、現ネーミングライツパートナーは優先的に交渉する候補者となることができます。

16 施行日

この方針は、令和5年1月11日から施行します。